

平成25年11月11日（策定）  
平成28年 5月 6日（改定）  
平成28年12月28日（改定）  
平成29年 2月16日（改定）  
平成29年 6月 6日（改定）  
令和 5年 4月27日（改定）  
令和 6年 7月 4日（改定）

## 西宮市補助金制度に関する指針

平成25年11月

西 宮 市

## 目 次

1. 策定の経緯	1
2. 基本的な方針	1
3. 補助金分類	2
4. 補助金交付基準	3
5. 補助金交付による効果の検証	4
6. 補助金の定期的な見直し	4
7. 新設・拡充補助金の審査	6
(資料1) 補助金の定期的な見直しフロー図	7

## 1. 策定の経緯

本市では、平成17年度に西宮市補助金事業評価委員会を設置し、個別の補助金のあり方について、市民の視点から議論し評価を行った。その結果、①情報公開の推進、②長期化している補助金への対応、③補助手法の見直し、④公募制の導入、⑤少額補助金の原則廃止、⑥補助団体の自立促進および受益者負担の適正化の6点について、今後取組みを進めるよう提言を受けた。そのうち、一部については対応はできているものの、課題として残ったものもある。そこで17年度の提言を踏まえながら、個別の補助金の公益性や効果等について実状を検証し、今後の補助金交付のあり方を導くとともに、補助金交付の判断基準等を含めた補助金制度の改善を図ることを目的として、22年度に新たに西宮市補助金改善評価委員会（以下、「改善評価委員会」という）を設置し、個々の補助金について、評価を行ってきた。

また、23年度の改善評価委員会報告書においては、補助金制度について、「①定期的な見直し制度の確立」、「②新設補助金の交付に係る審査基準の策定」、「③所管部局での補助金交付に係る取り組むべき改善事項の掲出」の3点を改善するように、との提言を受けている。

補助金は、行政目的を効率的かつ効果的に達成する上で、特定の事業を通じて、推進・誘導・促進するために、その時々ニーズに応じて創設されてきた。これら補助金は市税その他の限られた貴重な財源で賄われていることから、多様化する市民ニーズや時代の変化に応じて、効果的に交付しなければならないことは言うまでもない。これまで本市は「補助金等の取扱いに関する規則」を制定し、補助金の交付の申請、決定、予算の執行に関し必要な事項を規定することで、手続面からの適正な運用に努めてきた。

今後はこれにとどまらず、補助金制度の効率的かつ効果的な運用を図ること、また市民への説明責任を果たすものとするを目的として、この「西宮市補助金制度に関する指針（以下、「指針」という）」を策定するものである。

## 2. 基本的な方針

### (1) 対象となる補助金について

本指針で対象とする補助金とは、「補助金等の取扱いに関する規則第2条第1号」に定めるもののうち、次に掲げるものを除くものとする。

- ア) 外郭団体への専任派遣職員の給与費等
- イ) 性質別分類において扶助費とされるもの
- ウ) 異なる会計間における補助金

### (2) 補助と委託の区分について

委託とは市が行わなければならない事業を、市に代わって他の主体が実施し、その反対給付として経費を支出するもので、事業実施主体は市であり、責任や成果は委託者である市に帰属する。一方、補助金により実施される事業の実施主体は補助金の交付を受けた側であり、その責任や成果も補助金を受けた側に帰属する。よって、事業実施についてどちらが主体となるのかという視点で補助と委託のどちらが適切かを判断する必要があり、事業費が全額市からの補助金で賄われているなど、本来市が主体となって実施すべき事業の代替となっているものについては、委託など補助金交付以外の方法を検討する。

### (3) 運営費補助について

団体は、本来自立した存在としてその経費を自ら賄うべきであるが、常に経費の一定額が補助されることにより、そのことを前提に事業計画を立てている場合も見受けられる。補助金を交付することによって、かえって団体の行政への依存を強め、その自立を阻害している可能性もある。また、運営費補助については補助金の使途が特定の事業に限定されていないため、補助による効果が分かりにくく、市民に対して説明責任が十分に果たせないという問題がある。そのため、原則として事業費補助へと転換を図る。

### (4) 補助金交付基準の策定及び効果の検証について

補助金を交付する際の統一的な基準を定め、補助金の見直しや新設・拡充をする際の判断基準とする。また、成果指標・目標の設定を明確にし、補助金交付による効果を検証する。

### (5) 見直し手法について

補助金の見直しは、定期見直し方式、もしくはサンセット方式のいずれかによる。

### (6) 情報公開について

補助金を見直した結果は、ホームページなどを活用し、広く公表する。

## 3. 補助金分類

補助金を性質別に次のとおり分類する。

### (1) 運営費補助

公益性のある活動を行う団体等を経済的に支援するために、団体等の運営費を対象に補助するものである。

### (2) 事業費補助

団体等や個人が行う特定の事業や活動に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合に事業費の一部を補助するものである。

分類	区分	内容	定期的な見直し制度
(1)運営費補助	①団体運営補助	団体等の活動に公益性を認め、団体等の運営費に補助するもの	定期見直し方式
(2)事業費補助	②施策推進型補助	市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し補助するもの	定期見直し方式
	③誘導・促進型補助	市の施策を推進するために、団体等や個人の活動の動機付けや誘導のために補助するもの	サンセット方式
	④市民参加型補助	協働事業提案事業等の公募型補助金 ※補助金の交付対象事業について	サンセット方式
	⑤その他事業補助	上記以外の事業に対する補助	定期見直し方式

## 4. 補助金交付基準

補助金のより効果的で適正な運用を図るため、補助金の見直しや新設をする際の基準として、統一的な基準を定める。この基準は、公益性、実現性、必要性、妥当性、適格性からなるものとする。

### (1) 交付対象事業に関して

#### ①公益性について

補助金の交付対象事業に関し、「公益性」があること。

- ・補助金交付の対象となる事業や活動が、市の政策上の位置づけと整合しており、奨励すべきものであること。
- ・補助金交付の対象となる事業や活動が、特定の者のみの利益に供することになっておらず、効果が広く市民に波及していること。
- ・誰でも対象となる又はより多くの人利益を受ける事業であること。

#### ②実現性（事業効果）について

補助金の交付対象事業に関し、「実現性（事業効果）」があること。

- ・交付対象事業の効果を具体的に示すことが出来ること。
- ・効果を測るための項目・指標等が具体的、適切なもので、数値化が困難な場合も、できる限り市民が理解しやすいものであること。
- ・補助金を交付することで、成果指標を達成、または達成することが見込まれる事業であること。
- ・長期にわたり継続している交付対象事業のうち、目的が十分達成されていないなど、事業効果が不明確又は乏しいものになっていないこと。
- ・交付対象事業の継続により、今後も効果が期待できること。

### (2) 補助金に関して

#### ①金銭補助の必要性について

金銭補助の「必要性」があること。

- ・補助金を交付すべき理由を具体的な事例等によって適切に説明できていること。

#### ②市の関与の妥当性について

市が関与する「妥当性」があること。

- ・市場原理にはなじみにくく、行政の関与が必要なもの。

### (3) 団体等に関して

交付先の適格性について

団体等に関し、補助金の交付先として「適格性」があること。

- ・団体等において、適正な監査機能を有し、事務処理、会計処理、補助対象となる充当費目や使途が適切であると認められること。

(実績報告書等の審査にあたっては、必要に応じて現地調査等により補助対象外の経費が含まれていないか等、十分に確認すること)

### (4) 補助対象経費に関して

次のものは補助対象外経費とする。

- ①団体の固有の事務に従事するための人件費（ただし、市の外郭団体等、または国・県の制度で

定められているもの等、その他市が必要と認める場合は除く)

- ②交際費
- ③慶弔費
- ④懇親会費
- ⑤その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

## 5. 補助金交付による効果の検証

補助金は行政目的を持って交付されており、補助金の交付によってそれがどこまで達成されているのかといった効果を検証する必要がある。したがって、補助金交付による効果を適切に把握するためには、成果指標及び目標を適切に設定することが必要である。また、補助金の交付を受ける団体等と目標を共有することも重要である。

そこで、本指針の対象となる補助金に成果指標及び数値目標を設定する。ただし、補助金によっては成果指標の数値化や把握が困難なものもあると思われるため、その場合はそれ以外の表現とすることも止むを得ないが、その場合も市民にとって理解しやすい効果測定方法としなければならない。

## 6. 補助金の定期的な見直し

### (1) 基本的な考え方

補助金は、それが時代の変化に応じた適切なものとなっているのか、その必要性や効果を常に点検・評価する必要がある。その手法は、定期見直し方式、又はサンセット方式のいずれかによるものとする。

#### ①定期見直し方式

補助金交付基準に基づき、3年毎に点検・評価を行う。その結果、補助金の効果が著しく低下していると考えられるもの、目的をほぼ達成したと考えられるものについては、廃止を検討する。

#### ②サンセット方式

各補助金の交付要綱等に原則として5年以内の終期を設定することにより、その交付期間を明確にし、原則として、終期の到来により当該補助金を廃止する。

ただし、市民が応募した事業について審査の上で補助金を交付する、いわゆる市民参加型補助については、その交付対象事業には終期を設定するが、当該補助金の枠組みそのものについては、定期見直し方式により見直しを行うものとする。

## (2) 点検・評価の方法

### ①定期見直し方式

3年毎に「補助金点検評価シート（様式1）」を活用して、補助金が補助金交付基準に適合しているか所管課による点検・評価を行い、次のとおり補助金の方向性を定める。

#### 【拡充】

- ・補助の必要が高まっており、拡大・充実によって、さらに成果の向上を図るべきもの

#### 【現状維持】

- ・交付基準に適合しており、補助の必要性が認められるもの

#### 【改善】

- ・一定の効果は上がっているが、手法等を見直す必要があるもの

#### 【他の補助事業との整理・統合】

- ・目的が類似する他の補助金と整理・統合を図るべきもの

#### 【縮小】

- ・補助の必要性が低下する見通しであるもの

#### 【廃止】

- ・目的が達成されたもの
- ・社会経済状況などの変化により、効果が低下しているもの
- ・目的が十分に達成されていないなど、効果が不明確なもの
- ・補助金以外の手法（委託など）で実施すべきもの など

### ②サンセット方式

終期到来時に「補助金点検評価シート（様式1）」を活用して、目的の達成状況や効果などについて、所管課で点検・評価を行う。原則として終期到来により廃止とする。ただし、補助金を継続することが施策目的の達成のために、なお有効であると特に認められる場合は継続も可能とし、新たな終期を設定する。その場合、継続する必要性・効果について、十分説明する。

なお、終期は原則として5年以内とするが、終期が3年を超える場合は、定期見直し方式により、中間点検・評価を行う。

### ③補助金点検評価シート（様式1）

第1面に補助金に関する基礎情報、第2面に補助金交付基準に基づく所管課による評価、直近の見直し時期と見直し内容、今後の方向性と取組内容を記載する。

### ④情報公開

平成22年度より補助金の透明性を高めるために、「補助金一覧表」を決算参考資料として市議会に提供し、ホームページでも公表している。「補助金点検評価シート」についても、その内容をまとめたものをホームページで公表することにより、市民がその見直し状況等を確認することができるようにする。また市議会にも資料として提供する。

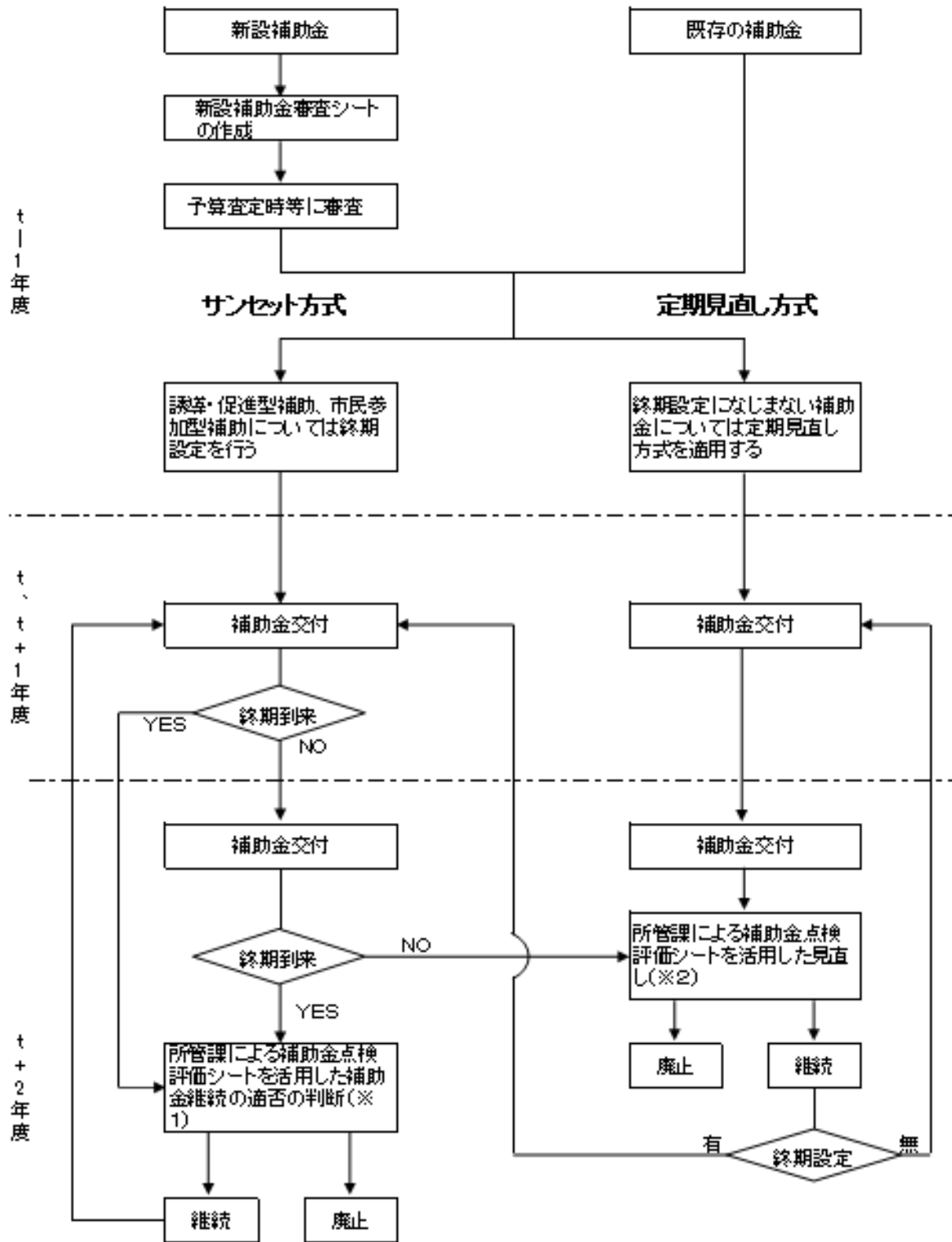
## 7. 新設・拡充補助金の審査

補助金を新設又は拡充する場合は、「新設・拡充補助金審査シート（様式2）」を活用し、補助金交付基準に適合するか否かについて所管課で点検・評価を行った後に、政策局等において評価し、予算査定時の参考とする。そして「新設・拡充補助金審査シート（様式2）」についても、その内容をまとめたものをホームページで公表する。

なお、補助金を新設・拡充する場合は、既存事業とのスクラップ・アンド・ビルドとすることを原則とし、「3. 補助金分類」で示した、③誘導・促進型補助金、④市民参加型補助金以外であっても、可能な限り終期を設定することとし、原則としてその期間は5年以内とする。



(資料1) 補助金の定期的な見直しフロー図



(※1) ・基本的には終期到来により廃止  
 ・補助金を継続することが施策目的の達成のために特に有効であると認められる場合は継続

(※2) ・効果が低下していると考えられるもの、目的を達成したと考えられるものについては廃止を検討